

# 公立大学法人山形県立保健医療大学教員等選考規程

平成21年4月1日

規程 第 27 号

改正 平成21年5月29日規程第87号

平成22年4月1日規程第2号

平成22年11月24日規程第9号

平成28年7月20日規程第9号

平成28年11月4日規程第13号

平成28年12月19日規程第17号

平成29年3月21日規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山形県立保健医療大学職員就業規則第6条第2項及び第13条の規定に基づき、公立大学法人山形県立保健医療大学の教授、准教授、講師及び助教（以下、「教員」という。）に係る採用及び昇任（以下「任用」という。）並びに助手の採用にあたっての選考等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教員組織の編制方針)

第2条 教員及び助手の採用については、理事長が別に定める定数の範囲内において行うことができるものとする。

2 教員組織の編制は、次の各号に掲げる方針により行うものとする。

(1) 学生に対して責任ある教育を行うため、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める要件に適合する教員を配置する。

(2) 山形県立保健医療大学学則第1条に規定する大学の目的、山形県立保健医療大学大学院学則第1条に規定する大学院の目的、教育目標、教育課程編成及び実施の方針並びに卒業認定及び学位授与の方針を実現するのに十分な教員組織を編制する。

(3) 教員の任用は、本規程に従い、厳正な手続き及び審査により透明かつ公正に行わなければならない。

(4) 教員の構成については、特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

(教員選考委員会の設置)

第3条 学長は、教員の任用が必要と認められる場合は、教員の選考に関する職務を行わせるために教員選考委員会（以下「委員会」という。）の設置を求めなければならない。ただし、文部科学省大学設置・学校法人審議会が教員審査を受け教員の資格があると認められた者（以下「教員資格者」という。）を任用する場合であって、学長が委員会の設置を要しないと判断した場合には、この限りでない。

2 前項の委員会の設置を求める場合において、学長は、選考する教員（以下「選考教員」という。）の職種等について必要な指示を行うことができるものとする。

3 副学長及び学科長は、本学の教員の昇任について、学長に内申を行うことができる。

4 委員会は、原則として選考教員1名につき一委員会とするが、同一学科で複数の選考教員がある場合は併せて一委員会とすることができるものとする。

5 委員会は、理事長が教員の任用を決定した時点で解散するものとする。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次に掲げる5名の委員をもって構成する。

(1) 副学長

(2) 選考教員の所属する予定の学科の学科長

(3) 学科長から指名された教授 各学科1名

2 前項第3号の委員は、退職予定教員以外から指名する。

(委員会の運営等)

第5条 委員会の委員長は副学長をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、前条第1項第2号の委員が委員長の職務を代行する。

3 委員長は、第3条第1項の規定に基づき学長から委員会の設置を求められた場合には、速やかに各学科長に対して、前条第1項第3号に規定する委員の指名を求めるものとする。

4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会は、委員全員の出席がなければ開くことができない。

6 委員会の議事は、委員の3分の2以上の賛成で決するものとする。

7 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の本学の教員の出席を求めて意見を徴することができる。

8 委員会の審議は非公開とし、委員は審議の状況を他に漏らしてはならない。(次条第1項の規定に基づく審査結果の報告の場合を除く。)委員会が解散した後も同様とする。

(委員会の職務)

第6条 委員会は、選考教員の任用に関する方針(以下「任用方針」という。)の作成及び選考に係る審査を行い、その結果を学長にそれぞれ報告を行うものとする。

2 前項の任用方針の作成及び審査の方法については、理事長が別に定める。

(公募)

第7条 教員及び助手の採用は、次条に規定する非常勤講師の採用を除き、公募により行うものとする。ただし、教員資格者の採用は、この限りではない。

2 学長は、前条第1項の規定に基づく任用方針(採用に係るものに限る。)又は第9条第2項の規定に基づく助手の採用に係る方針の報告があった場合は、公募の手続きを行うものとする。

3 副学長となる者を副学長の任命の日以降に教授として採用するときは、第1項の規定にかかわらず、公募によらないことができるものとする。

(非常勤講師の選考)

第8条 非常勤講師の採用については、第3条から第6条までの規定にかかわらず、教育推進委員会における検討に基づき、学長が翌年度の選定方針を定めるものとする。

2 前項の選定方針により教育推進委員会で作成した配置計画に基づき、総合基礎教育科目及び専門基礎科目にあつては基礎教育担当教員会議、専門科目にあつては当該学科の教員会議(複数の学科にわたる専門科目にあつては当該学科の各々の教員会議)において選考に係る審査を行うものとする。

3 前項の審査結果については、基礎教育担当教員会議の長及び各学科長が学長に報告するものとする。

4 前項の場合において、複数の学科にわたる専門科目を担当する非常勤講師の選考に係る審査結果が、当該学科の間で異なるときは、学長は、教育推進委員会にその調整を行わせるものとする。

5 前項の調整結果については、教育推進委員会委員長が学長に報告するものとする。

(助手の選考)

第9条 学長は、助手の採用が必要と認められる場合は、当該採用を行おうとする学科(以下「当該学科」という。)に対して選考に係る審査を求めることができる。

2 当該学科は、助手の採用に係る方針を作成及び選考に係る審査を行い、その結果をそれぞれ学長に報告するものとする。

3 第1項の審査の方法については、理事長が別に定める。

(審議会)

第10条 学長は、第6条第1項の規定に基づく任用方針作成又は前条第2項の規定に基づく採用に係る方針の報告があった場合は、速やかに教育研究審議会に報告するものとする。

2 学長は、第6条第1項及び前条第2項の規定による審査結果の報告があった場合は、任用に係る適任者を選定し、教育研究審議会の議決を求めるものとする。

3 学長は、教員資格者を任用するときは、教育研究審議会の議決を求めるものとする。

4 第7条第3項の規定により教授を兼務する者の採用を行おうとする場合は、あらかじめ教育研究審議会の議決を求めるものとする。

5 学長は、第8条第3項の規定による審査結果及び同条第5項の規定による調整結果の報告があった場合は、採用に係る適任者を選定し、教育研究審議会の議決を求めるものとする。

(任用等の決定)

第11条 教員の任用及び助手の採用については、前条第2項乃至第4項の議決を経て理事長が決定する。

2 非常勤講師の採用については、前条第5項の議決を経て理事長が決定する。

(代替職員の任用)

第11条の2 理事長は、公立大学法人山形県立保健医療大学職員育児休業、介護休業等に関する規程(平成21年規程第34号)第12条及び公立大学法人山形県立保健医療保健医療大学の病休等代替職員の任用に関する規程(平成21年度規程第88号)第3条第1項の規定に基づき、任期を定めて助手を採用することができる。

2 前項の採用については、第7条第1項本文及び前3条の規定にかかわらず、理事長が当該学科の長の意見を聞いて決定する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、教員及び助手の選考に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(読替規定)

2 副学長が欠けたときで、公立大学法人山形県立保健医療大学の組織及び運営に関する規則(平成21年4月規則第1号)第2条第1項の表に規定する教育・学生支援担当の理事が在任しているときは、第4条第1項第1号及び第5条第1項中「副学長」とあるのは「教育・学生支援担当の理事」とする。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。